

「財産債務調書」の提出制度が創設されました

制度の趣旨

平成 27 年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。

制度の概要等

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額（注1）が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

（注1） 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（注2） 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注）「時価」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格）などをいいます。「見積価額」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）に加え、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。)

（注）「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

◎ 財産債務調書提出の期限等

財産債務調書は、その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。

（注）法施行後の最初の財産債務調書の提出期限は、平成28年3月15日（火）になります。

財産債務調書（合計表）の記載例

財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(調書)

平成××年12月31日分 財産債務調書

住所	東京都千代田区霞が関3-1-1		
財産及び債務を有する者	氏名 国税 太郎 (電話) 03-XXXX-XXXX		
財産債務の区分	種類	用途	注
土地	雑用地	雑用地	東京都千代田区〇〇1-1-1 1 260㎡
預貯金	普通預金	雑用地	〇〇銀行△△支店 38,261,915
有価証券	上場株式(株)	雑用地	△△証券△△支店 4,000株 8,460,000
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外輸出禁制対象財産の合計額(34,000,000)円)			
財産の価額の合計額	594,411,915	債務の金額の合計額	65,000,000

(合計表)

平成××年12月31日分 財産債務調書合計表

住所	東京都千代田区霞が関3-1-1		
氏名	国税 太郎		
職業	会社役員		
整理番号	3	35	12
整理番号	10	国外財産調書の提出状況	
財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地①	250000000	美術工芸品⑭	
建物②		貴金属類⑮	310000000
山林③		動産⑯	90000000
現金④		債権⑰	
預貯金⑤	38961915	株式に関する権利⑱	
上場株式⑥	6450000	その他の財産(上記以外)⑳	
取得価額⑦	6500000	組合等に對する出資債権に關する権利㉑	80000000
非上場株式⑧		信託に關する権利㉒	
取得価額⑨		無体財産権㉓	
債権⑩		その他の財産(上記以外)㉔	89000000
上場株式⑪		国外財産(課税対象)⑵	504411915
取得価額⑫		国外財産(課税対象)⑶	34000000
出資の区分		国外財産(課税対象)⑷	40450000
取得価額⑬		債務の区分	債務の金額
債権⑭		借入金㉖	65000000
取得価額⑮		未払金㉗	
貸付金⑯		その他の債務㉘	
未収入金⑰		債権の金額の合計額㉙	65000000

※ 財産債務調書を提出する方が、「国外財産調書」を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項（当該国外財産の価額を除きます。）の記載は要しないこととされています。

その他の措置

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

- 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのQ&A、法令解釈通達等を掲載しております。
- 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等をお伺いいたします。